



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（障害福祉課）…………… 1

規 則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第39号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 章 自立訓練(生活訓練)(第38条—第44条)」を「第 9 章 自立訓練(生活訓練)(第 9 章の 2 就労選択支援(第44条—第44条)の 2—第44条の 4)」に改める。

第 3 条第 1 項中「指定居宅介護等」を「指定居宅介護」に、「厚生労働大臣が定めるもの」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」に改める。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章の 2 就労選択支援

(従業員の配置の基準)

第44条の 2 条例第161条の 3 の規則で定めるものは、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等(令和 7 年厚生労働省告示第89号)に規定する者とする。

2 条例第161条の 3 の規則で定める員数の基準は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とする。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第161条の 3 に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第44条の 3 第15条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第15条中「第83条第 1 項」とあるのは、「第161条の 5 において準用する条例第83条第 1 項」と読み替えるものとする。

第44条の 4 第 5 条の 3、第 5 条の 4、第13条(同条第 1 号に規定する療養介護計画を除く。)、第16条の 2 及び第34条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第 5 条の 3

中「第36条の2第3項」とあるのは「第161条の9において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第161条の9において準用する条例第41条の2」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する条例第77条第2項」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する条例第90条」と、同条第4号から第6号までの規定中「第78条」とあるのは「第161条の9」と、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する条例第92条第2項」と、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第161条の9において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

2 条例第161条の9において読み替えて準用する条例第157条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める者は、指定基準第百八十四条で定める告示第1号に規定する者とする。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第13条—第16条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第13条—第16条）
第5章の2 就労選択支援（第16条
13条—第16条）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（職員の配置の基準）

第16条の2 条例第60条の4の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 条例第60条の4第2号の規則で定めるものは、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和7年厚生労働省告示第89号）に規定する者とする。

3 第1項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

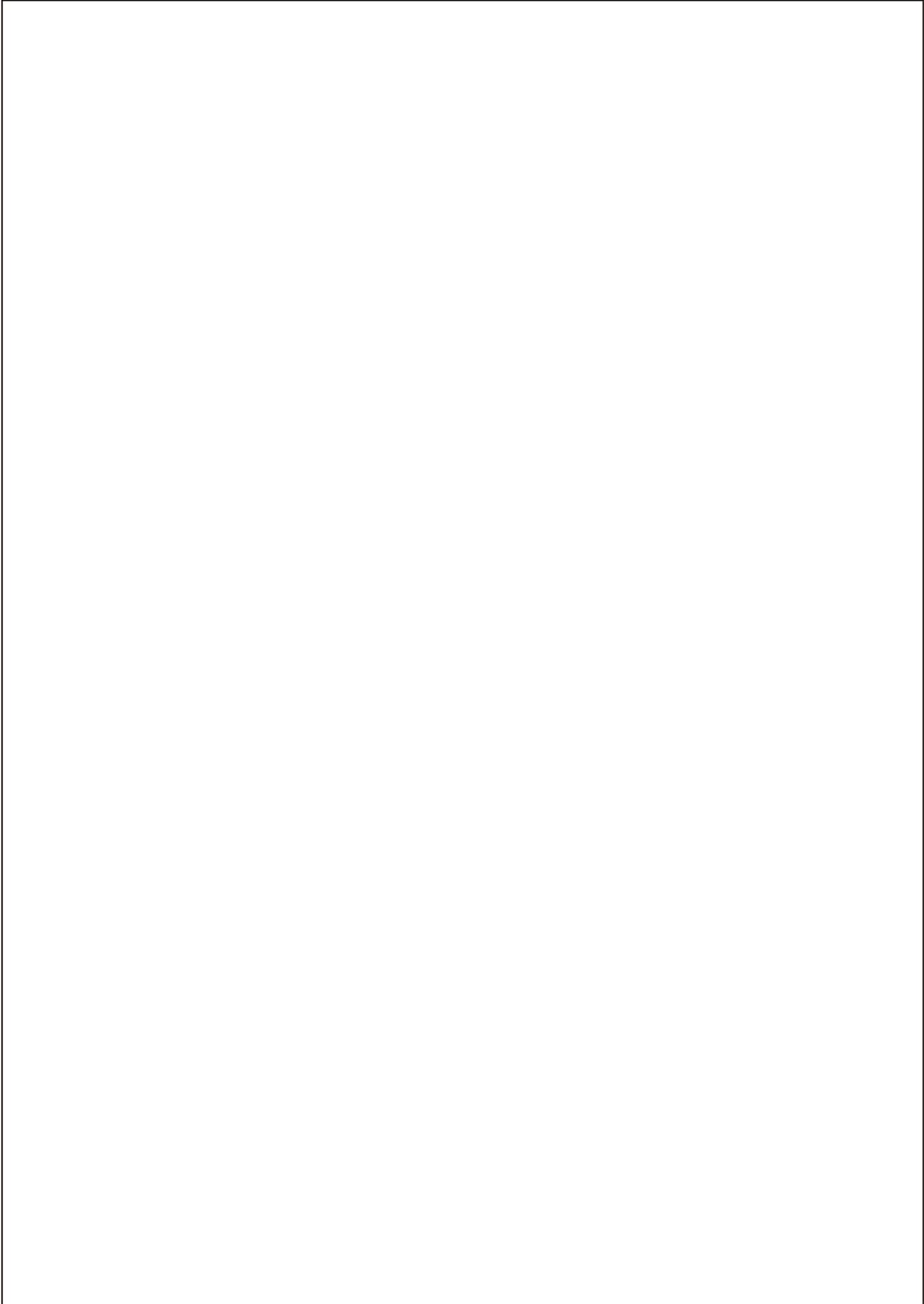
（準用）

第16条の3 第3条（同条第1号に規定する療養介護計画を除く。）、第6条の3から第8条まで及び第9条の2の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第9条第2項」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第32条第2項」と、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第60条の8において準用する条例第32条の2」と、第7条中「第37条ただし書き」とあるのは「第60条の8において読み替えて準用する条例第37条ただし書き」と、第8条中「第38条第1項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第38条第1項」と、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する条例第48条第2項」と読み替えるものとする。

附則第5項中「第5条第22項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--